

## 変更届出事項一覧

	変更項目	届出の時期	必要添付書類
事後届出	1 届出者の氏名又は名称及び住所	変更後30日以内	戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（法人の場合は登記事項証明書） *住所を変更する場合は不要
	2 営業所の名称	変更後30日以内	添付書類なし
	3 営業所の管理医療機器営業所管理者の氏名又は住所	変更後30日以内	1 営業所の管理医療機器営業所管理者を変更する場合 ・管理医療機器営業所管理者の資格を証する書類の写し又は実務若しくは業務経験に関する書類（実務従事証明書、業務従事証明書等） ・申請者とその者との関係を証する書類（営業所管理者が申請者以外の場合）  2 氏名変更のみの場合 ・戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書  *住所を変更する場合は不要
	5 営業所の構造設備の主要部分	変更後30日以内	変更箇所を説明する図面
	6 管理医療機器の販売業者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員（責任役員）	変更後30日以内	登記事項証明書、新旧対照となった業務分掌表、定款、組織規定図等
	7 営業所において管理医療機器の販売業以外の医薬品の販売業その他の業務を併せ行う場合にあっては、当該業務の種類（兼営事業）	変更後30日以内	添付書類なし